

20 陳情 第 9 号	建築物の絶対高さ制限の是正に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 3 月 10 日受理、平成 20 年 3 月 12 日付託
陳情者	新宿区新宿 _____ _____

(要 旨)

新宿区において、平成 18 年 3 月 31 日付けで導入された建築物の絶対高さ制限につき、幹線道路沿い 30 メートル範囲の一部商業地域に導入された 40 メートル制限と、それに隣接する第 1 種、第 2 種住居地域に導入された 20 メートル制限との格差について、地域の実情に応じた是正措置を講じて下さいますようお願い申し上げます。

(理 由)

高さ規制の格差問題につきましては、ワンルームマンション建設に係わる建築主との協議に端を発して以来常に矛盾を感じ、私達は、平成 18 年 6 月 1 日住民 508 名の署名を添え、更には建築主の度重なる変更に伴い、平成 19 年 4 月 2 日建築物の高さの軽減について、調整下さるよう新宿区長あてに上申いたしました。

現に直面している私達地域の実情を例に申し上げますと、狭小区道を境にして、絶対高さ制限が、目の前の南側商業地域は 40 メートル、北側の住居地域は 20 メートルとなっており、若し商業地域に目一杯の建物が建設されることとなりますと、住環境をはじめ、まちの景観上その他日常生活上にも、重大な影響を及ぼし、住民は即座に困窮に陥る状況にあります。そのため、住民なりに住環境を守ろうと永年に亘り建築主と真摯に協議を進めているところではありますが、協議には限界があります。やはり根本の制度に戻り是正していかなければ解決策は見出せないと思っております。

また、この問題は、単に私達の地域だけに留まらず広く区内全域に内在している問題であり、同様の問題が将来他地域でも生ずる恐れは十分にあると思われまます。したがって、事前の解消策からも、地域を精査し、順次、高さ規制の是正措置に向けてのご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。